



## 疑義照会プロトコル合意書

高松市立みんなの病院と一般社団法人香川県薬剤師会は、院外処方箋(麻薬、抗悪性腫瘍剤を除く)に関わる薬剤師法第23条、第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないよう、十分に説明の上、同意を得てから行うものとする。

また、合意内容の変更については随時協議を行うものとする。

### 【記】

1. 疑義照会不要項目に該当するものについて疑義照会を不要とする。  
(詳細は別紙)
2. 処方変更し、調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋をFAXにて報告する。  
FAX:087-813-9989 薬剤局
3. 即時性は低いですが、処方医への情報提供が望ましい場合は、「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」等に記入し、FAXにて報告する。  
FAX:087-813-9989 薬剤局

令和3年12月10日

香川県高松市仏生山町847-1  
高松市立みんなの病院病院長

和田 大助



香川県高松市亀岡町9-20  
一般社団法人 香川県薬剤師会会長

久間 一徳

